

下 前 町 会 規 約

昭和 35 年 5 月 昭和 39 年 5 月

昭和 43 年 4 月 昭和 45 年 4 月

昭和 47 年 4 月一部改正

昭和 58 年 4 月一部改正

平成 27 年 4 月一部改正

令和 6 年 4 月一部改正

(名称及び目的と事業)

第 1 条 この会は下前町会と称し、事務所を下前会館に置く。

第 2 条 この会は会員が相互の力を合わせて、生活文化の向上と自治の確立を目指し親和と幸福を計ることを目的とする。

第 3 条 この会はその目的を達する為次の事業を行う。

- (1) 生活環境の改善を図ること。
- (2) 保健衛生の向上を図ること。
- (3) 会員相互の親睦を図ること。
- (4) 自治の確立を図ること。
- (5) その他町内会運営の研究及び調査と必要なる事業を行うこと。

(会 員)

第 4 条 この会は正会員と賛助会員をもって組織する。

- (1) 正会員とは下前地区内に居住するものにして、本会の趣旨に賛同するもの。ただし地区外に居住する住民で町会長が承認した方は会員になることが出来ることとする。
- (2) 賛助会員とは当地区内に事業場を有し、当会の目的に賛同してその後援をされるもの。

第 5 条 会員はすべて平等の立場にたち、会員相互の協力により事業を行う。

(組 織)

第 6 条 この会は次の役員をおき、事業の運営の円滑を図る。

町会長 1 名 副会長 3 名 会計若干名 書記若干名

班長班数名 組長組数名 会計監査 2 名 一般役員若干名

第 7 条 町会長は第 10 条に定める班長会議の推薦により総会の承認を得て委嘱する。

第8条 副会長、会計、書記、会計監査は町会長の推薦により班長会議の承認を得て会員のうちから委嘱する。

第9条 町会長はこの会を代表し、会務を総理し班長会議の議長を務める。副会長は町会長を補佐し、会長事故あるときは業務を代行する。会計はこの会の会計事務を行う。書記はこの会の記録事務を行う。会計監査はこの会の会計監査に当たる。

第10条 班長は別に定めたる会員地区表により班内会員から選出せられたる者を、その班の代表として班長会議を組織する。組長は組内より選出したる者で組を代表して班長を補佐し、連絡その他の業務を行う。

第11条 町会長は班長会議の承認を得て相談役、顧問をおくことが出来る。
(役員 の 任 期)

第12条 役員任期は2年とする。欠員の生じたる場合は、直ちに補充を行うその場合は、任期は前任者の残任期間とする。

(総 会)

第13条 定期総会を毎年4月前年度の班長、組長及び新年度の班長、組長役員を召集しこれを開く。定期総会には次の事柄について承認を得なければならない。

- (1) 前年度の収支決算と事業報告
- (2) その年度の予算と事業計画

第14条 次の場合には随時に臨時総会を開くことが出来る。

- (1) 町会長が必要と認めた場合
- (2) 会員数3分の1以上の要求があった場合

(班 長 会 議)

第15条 毎月1回定例班長会議を行い、事業計画を審議決定する。また必要に応じ臨時会議を開くことが出来る。

(班長会議とは、各種団体長を含む)

第16条 班長会議はこの会の事業目的に従い、専門部会及び委員会をおくことが出来る。

班長会議の運営は別に定めたる町会内規によって行う。

班長会議の議決は班長数5分の3以上の出席を要し多数決によって定める。可否同数の場合には議長の採決による。

(会計年度と会費)

第17条 この会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 会員は事業遂行のため必要なる経費を負担するものとする。会費は班長会議において別に定める。

(補 則)

第19条 この会の事務所に次の帳簿を備え、会員の要求によりいつでも閲覧に供する。会員名簿・記録簿・会計簿・備品台帳

第20条 この会則は総会の承認を得なければ変更することが出来ない。

第21条 この会則は昭和29年4月1日より実施する。

内 規

(1) 町会規約第10条に言う会員地区表とは、昭和53年11月末現在の各班長が代表している地区を言う。将来班の変更を生じたる場合は班長会議の議決により決定する。

(2) 規約第16条の班長会議の運営は町会長が召集し、議長を選出し議事を採決する。

(3) 町会長として町会の名を以って行う各種団体との交際費は必要に応じて使用できることと定める。

(4) 町会長及び副町会長はその任に就いたとき戸田市が委嘱する区長及び副区長に就任する。

(5) 会員及びその家族の死去の場合には次の通り弔慰金を呈し哀悼の意を表す。金 5,000 円

(6) 火事その他不慮の災難にはその被害に応じて見舞金を呈す。金額については町会長に一任する。(1,000～5,000 円)

(7) 町内文化活動の団体に対して助成金を支給することが出来る。

(8) 班長以上役員任期満了の際は慰労旅行を行う。構成は顧問、相談役、三役及びこれに準ずる者、会計監査、四団体長、班長とする。

(9) 会長は会員及び町内団体に対し表彰を行う。細部はその都度定める。

(10) 本内規の改正、補充、廃止は班長会議の議決により行う。その都度内規条項を記してその行った月日を記録簿に記し保存する。